

# 福岡市セーフティネット専用住宅等 入居支援事業 補助金制度説明会

令和 8 年 6 月 26 日  
福岡市 住宅都市みどり局 住宅計画課

# 目次

- 01 住宅セーフティネット制度について
- 02 セーフティネット住宅の登録制度について
- 03 居住サポート住宅の認定制度について
- 04 福岡市セーフティネット専用住宅等  
入居支援事業について

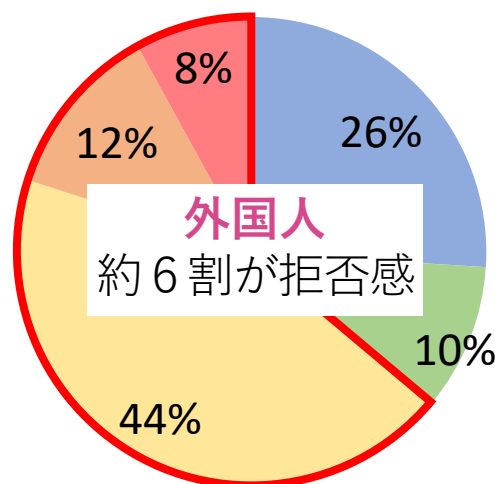
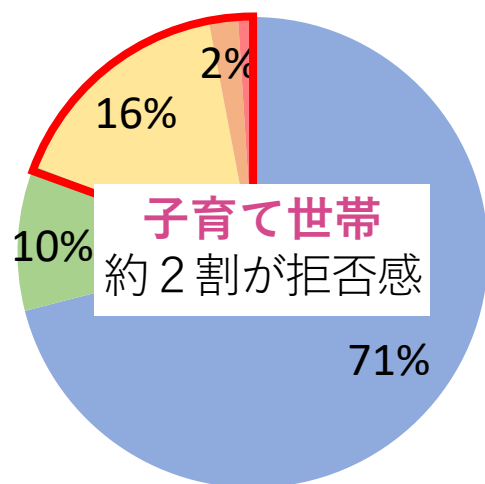
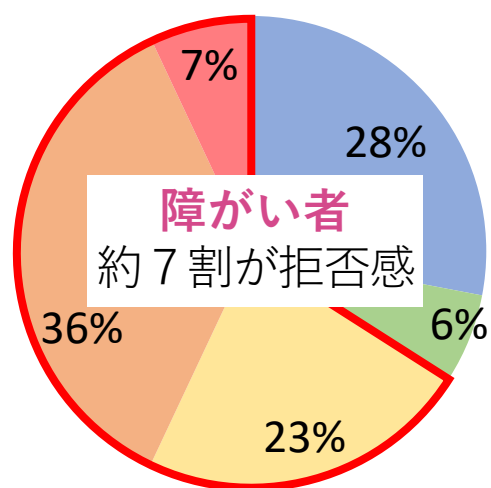
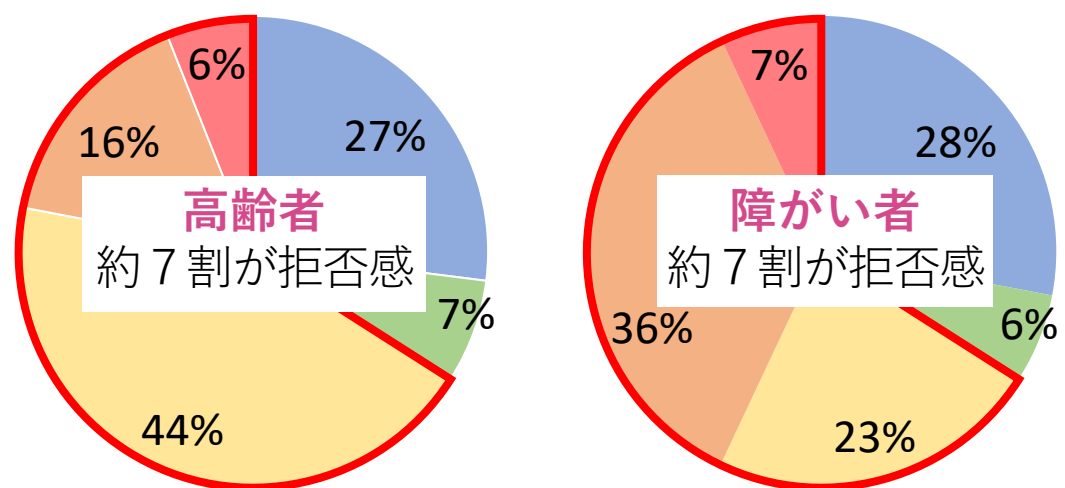
CHAPTER

01

# 住宅セーフティネット制度 について

# 背景

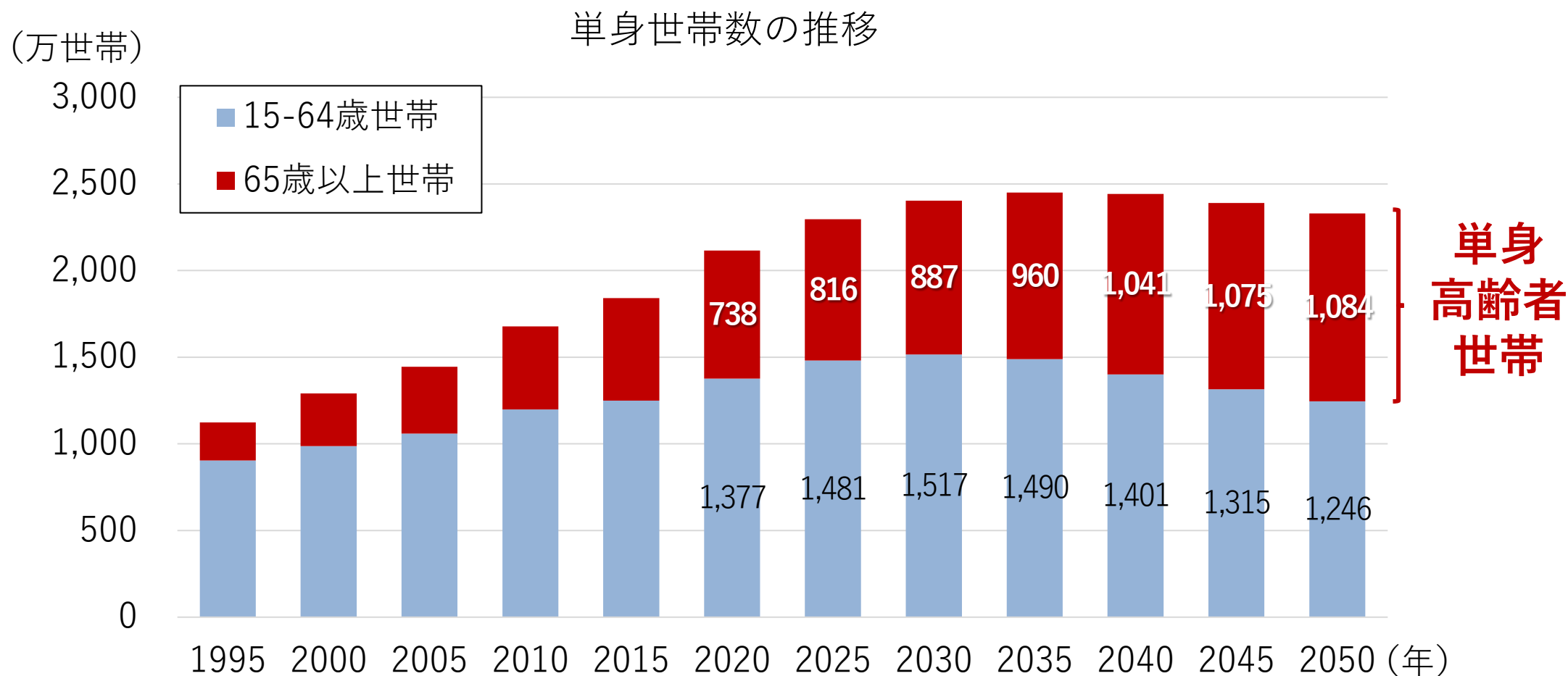
- 高齢者、障がい者等、住宅の確保に配慮が必要な方  
**（住宅確保要配慮者）**の入居に対する賃貸人の拒否感



- 従前と変わらず拒否感はない
- 従前は拒否感があったが現在はない
- 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
- 従前と変わらず拒否感が強い
- 従前より拒否感が強くなっている

# 背景

- 単身世帯の増加、持ち家率の低下等により、  
**住宅確保要配慮者**の賃貸住宅への入居のニーズが高まる



# 住宅ストックの状況

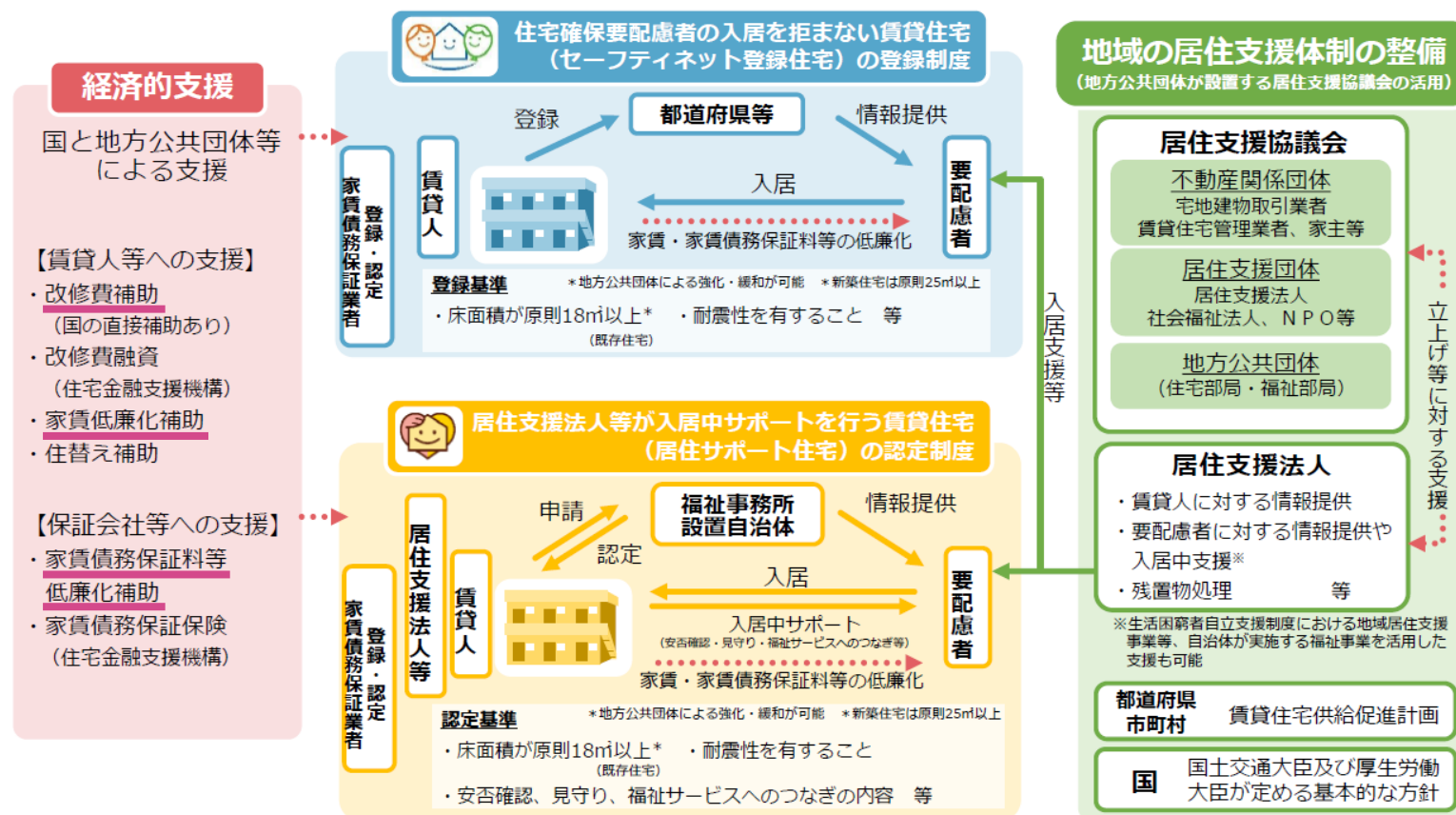
- 総人口が減少する中で、**公営住宅の大幅増は見込めない**  
(H15) 218万戸 → (R5) 176万戸
- 民間の空き家・空き室は、**増加傾向**  
(H15) 659万戸 → (R5) 900万戸



空き家・空き室を活用し、  
セーフティネット機能を強化  
(**住宅セーフティネット制度**)

# 住宅セーフティネット制度の概要

- ① セーフティネット住宅の登録制度
- ② 居住サポート住宅の認定制度
- ③ 賃貸人や入居者への経済的支援
- ④ 住宅確保要配慮者に対する入居支援



# 住宅確保要配慮者とは

- 住宅の確保に配慮が必要な方をいい、福岡市では下記のとおり規定しています。

|                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| ・ 低額所得者（月収15.8万円以下） | ・ 保護観察対象者                  |
| ・ 被災者（発災後3年以内）      | ・ 刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者    |
| ・ 高齢者               | ・ 困難な問題を抱える女性              |
| ・ 障がい者              | ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者        |
| ・ 子育て世帯             | ・ 海外からの引揚者                 |
| ・ 外国人               | ・ 原子爆弾被爆者                  |
| ・ 中国残留邦人            | ・ 戦傷病者                     |
| ・ 児童虐待を受けた者         | ・ 児童養護施設等退所者               |
| ・ ハンセン病療養所入所者       | ・ 新婚世帯                     |
| ・ DV被害者             | ・ L G B T                  |
| ・ 北朝鮮拉致被害者          | ・ U I J ターンによる転入者          |
| ・ 犯罪被害者             | ・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者 |
| ・ 生活困窮者             |                            |

CHAPTER

02

# セーフティネット住宅の 登録制度について

# セーフティネット住宅の登録制度

- 賃貸住宅所有者等が、**住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（＝セーフティネット住宅）**として市に登録
- 登録した住宅は国の専用WEBサイトを通じて**広く周知**
- 空き室と住宅確保要配慮者の**入居マッチング**

国の専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」



# セーフティネット住宅の登録単位等

Q. セーフティネット住宅への登録は住棟単位か？

A. 共同住宅等の場合、住棟単位ではなく、  
**住戸単位**から登録できます

Q. 一戸建て住宅も登録できるのか？

A. 一戸建て住宅も**登録**できます

Q. 空き家・空き室しか登録できないのか？

A. 入居者がいる部屋でも**登録**できます

# セーフティネット住宅の種類

- 登録の種類は、「セーフティネット住宅」と「セーフティネット専用住宅」の2種類
- 「セーフティネット専用住宅」は住宅確保要配慮者のみを受け入れる住宅
- 入居範囲及び補助事業の活用可否が異なる

|              | 住宅確保要配慮者の入居 | 住宅確保要配慮者以外の入居 | 補助事業の活用           |
|--------------|-------------|---------------|-------------------|
| セーフティネット専用住宅 | ○           | ×             | ○                 |
| セーフティネット住宅   | ○           | ○             | ×                 |
|              |             |               | ※家賃債務保証料等低廉化補助のみ○ |

# セーフティネット住宅の主な登録基準

- 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと  
→ 受け入れる住宅確保要配慮者の属性を1以上選択
- 構造基準を満たすこと  
→ 新耐震基準（S56.6~）相当の耐震性能を有すること
- 規模基準を満たすこと  
→ 床面積が原則25m<sup>2</sup>以上であること
- 設備基準を満たすこと  
→ 台所、トイレ、収納設備、浴室又はシャワー室があること
- 近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない額であること  
→ 周辺相場の家賃以下であること

# 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと

## ● 受け入れる住宅確保要配慮者の属性を **1 以上選択**

福岡市が規定する住宅確保要配慮者（属性）

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| ・ 低額所得者（月収15.8万円以下） | ・ 保護観察対象者                  |
| ・ 被災者（発災後3年以内）      | ・ 刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者    |
| ・ 高齢者               | ・ 困難な問題を抱える女性              |
| ・ 障がい者              | ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者        |
| ・ 子育て世帯             | ・ 海外からの引揚者                 |
| ・ 外国人               | ・ 原子爆弾被爆者                  |
| ・ 中国残留邦人            | ・ 戦傷病者                     |
| ・ 児童虐待を受けた者         | ・ 児童養護施設等退所者               |
| ・ ハンセン病療養所入所者       | ・ 新婚世帯                     |
| ・ DV 被害者            | ・ L G B T                  |
| ・ 北朝鮮拉致被害者          | ・ U I J ターンによる転入者          |
| ・ 犯罪被害者             | ・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者 |
| ・ 生活困窮者             |                            |

# 住宅確保要配慮者の範囲

Q. セーフティネット住宅に登録すると、全ての住宅確保要配慮者を受け入れないといけないのか？

A. 住宅毎に入居を拒まない**住宅確保要配慮者の属性を選択することが可能です。**

例えば、「**高齢者**」と「**障がい者**」を拒まない住宅、などとして登録することが可能です。

# 住宅確保要配慮者の受入れ

Q. 高齢者を受け入れるセーフティネット住宅として登録した場合、家賃滞納の不安がある高齢者でも入居を拒むことはできないのか？

A. 入居を拒まないとは、**その属性であることを理由に入居を拒むことができないことをいいます。**  
つまり、**家賃滞納の不安があることを理由に入居を拒むことは禁止されていませんが、**  
孤独死の不安があることを理由（属性に起因する理由）に入居を拒むことは認められません。

# 住宅確保要配慮者の条件

Q. 受け入れることとした住宅確保要配慮者に、条件をつけることはできるのか？

A. **条件をつけることは可能です。** 例えば、

「低額所得者の入居を拒まない。

**ただし、生活保護受給者については、住宅扶助費等の代理納付がされる場合に限る」**

「高齢者の入居を拒まない。

**ただし、収入が安定した人に限る」**

「障がい者の入居を拒まない。

**ただし、保証人や緊急連絡先がある人に限る」 など**

# 住宅確保要配慮者以外の入居

Q. セーフティネット住宅に登録すると、  
住宅確保要配慮者以外（一般の方）は入居できないのか？

A. **一般の方も入居可能です。**

ただし、セーフティネット住宅の登録には、

**「セーフティネット住宅」**

**「セーフティネット専用住宅」**の2種類があり、

「住宅確保要配慮者のみを受け入れる住宅として登録する

**「セーフティネット専用住宅」**の場合には、

**一般の方は入居ができなくなります。**

なお、**専用住宅のみ補助事業（補助金）**を活用できます。

# セーフティネット住宅の規模基準

|                             | 新築住宅                                                                                        | 既存住宅                                                                                                |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般住宅                        | 25 <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上                                                              | 18 <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上                                                                      |
| 台所等<br>一部共用                 | 18 <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上                                                              | 13 <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上                                                                      |
| 共同居住型<br>(シェアハウス)           | 1人専用居室：9 <sup>m<sup>2</sup></sup><br>住宅全体面積：<br>(15A + 10) <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上      | 福岡市における緩和<br>1人専用居室：7 <sup>m<sup>2</sup></sup><br>住宅全体面積：<br>(13A + 10) <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上 |
| 共同居住型<br>(ひとり親向け<br>シェアハウス) | 専用居室：12 <sup>m<sup>2</sup></sup><br>住宅全体面積：<br>(15B + 22C + 10) <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上 | —                                                                                                   |

※既存住宅：建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅

※台所等一部共用：共用部分に共同して利用する台所、収納設備又は浴室等を備える住宅

※共同居住型：共用部分に共同して利用する居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室等、洗濯室を備える住宅

※表中の「A」は入居可能者数、「B」はひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、「C」はひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

# セーフティネット住宅の設備基準

|            | 一般住宅                                    | 台所等<br>一部共用                                                      | 共同居住型<br>(シェアハウス)                | 共同居住型<br>(ひとり親向け<br>シェアハウス)                                                                                                                                |
|------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 専用部分<br>設備 | 台所、便所、収<br>納設備、浴室又<br>はシャワー室<br>(上記が完備) | 便所<br>(以下の共同利用設備<br>の基準を満たす場合)                                   | 設置要件なし                           |                                                                                                                                                            |
| 共同利用<br>設備 |                                         | 台所、収納設備、<br>浴室又はシャワー室<br>(各居住部分に備える場合<br>と同等以上の居住環境が<br>確保されること) | 居間、食堂、台所、洗濯室又は洗濯場<br>(住棟内に1カ所以上) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・便所と洗面<br/>(BとCの合計数を3で除した<br/>数以上)</li> <li>・浴室とシャワー室<br/>(BとCの合計数を4で除した<br/>数以上かつバスタブを有する<br/>浴室が1カ所以上)</li> </ul> |

※台所等一部共用：共用部分に共同して利用する台所、収納設備又は浴室等を備える住宅

※共同住宅型：共用部分に共同して利用する居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室等、洗濯室を備える住宅

※表中の「A」は入居可能者数、「B」はひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、  
「C」はひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

# セーフティネット住宅の登録手続き ①

## ● 国の専用WEBサイト

「セーフティネット住宅情報提供システム」  
により **電子申請**



# セーフティネット住宅の登録手続き ②

※電子申請

事前相談

登録基準や登録申請の提出物等について、住宅計画課に事前にご相談ください

アカウント登録

登録には所有者等のアカウントが必要です  
専用WEBサイトで登録できます

申請書作成

専用WEBサイトで住宅情報等を入力・作成してください

申請書提出

専用WEBサイトで添付書類とともに提出してください

情報公開

市の承認後、専用WEBサイトにて情報が公開されます

※電子申請の方法は国の専用WEBサイトに掲載のマニュアルをご参照ください。  
「事業者向け管理サイト入力マニュアル」

CHAPTER

03

# 居住サポート住宅の 認定制度について

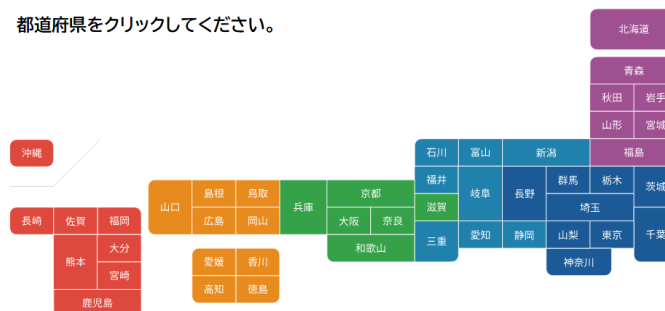
# 居住サポート住宅の認定制度

- 居住支援法人等が賃貸人と連携し、住宅確保要配慮者へ入居中サポートを行う住宅（＝居住サポート住宅）として市が認定
- 認定を受けた住宅は国の専用WEBサイトを通じて広く周知
- 空き室と住宅確保要配慮者の入居マッチング

国の専用WEBサイト「居住サポート住宅情報提供システム」



都道府県をクリックしてください。



# 居住サポート住宅の申請単位・申請者

Q. どのような単位で申請できるのか？

A. **1戸**から申請することが可能です。

また、同一市区町村内※であれば、複数棟の住戸について一つの計画に位置付けることも可能です。

(※システム仕様上、政令市の場合は同一区内であれば、複数棟を一つの計画に位置付けることが可能です)

Q. 申請は誰が行うのか？

A. 居住サポート住宅の**賃貸人**となる者と**サポートの提供を行う者**が**連名**で申請します。

また、居住サポート住宅の賃貸人となる者がサポートの提供も行う場合は、1者で申請することも可能です。

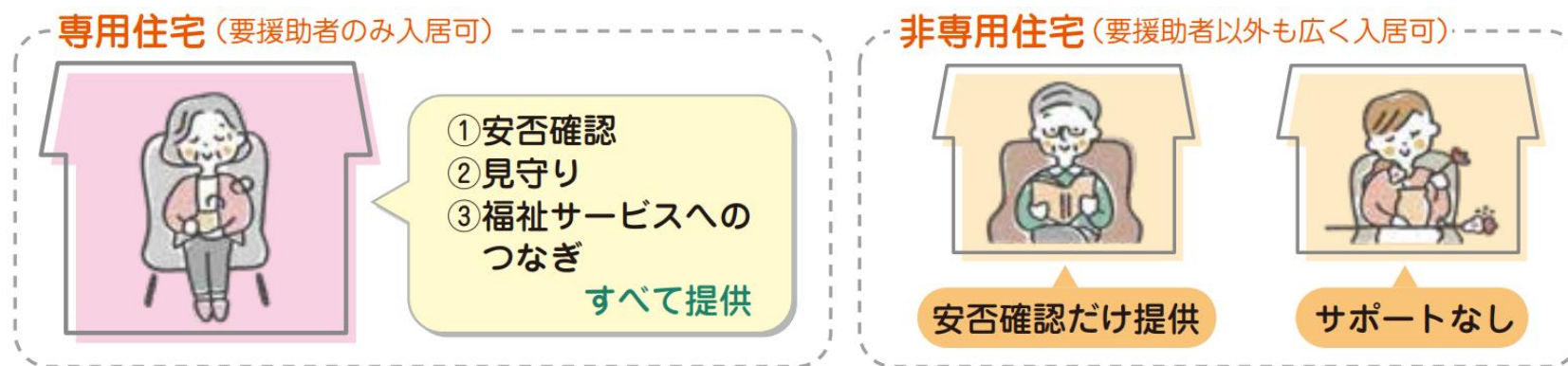
# 居住サポート住宅の申請者

Q. 大家さんや居住支援法人以外にも申請できるのか？

A. 大家さん、居住支援法人のほか、**不動産事業者**や、サポートを提供する**社会福祉法人・NPO 法人**などが申請者として想定されます。  
個人・法人は問いません。

# 居住サポート住宅の種類

- 「専用住宅」と「非専用住宅」の2種類
- 「専用住宅」には、**安否確認・見守り・福祉サービスへのつながりの全てが必要な住宅確保要配慮者（要援助者）のみ入居可**



- **入居範囲**が異なるが、**補助事業はどちらも活用可能**

|       | 要援助者の入居 | 住宅確保要配慮者の入居     | 住宅確保要配慮者以外の入居 | 補助事業の活用 |
|-------|---------|-----------------|---------------|---------|
| 専用住宅  | ○       | △<br>※要援助者であれば○ | ×             | ○       |
| 非専用住宅 | ○       | ○               | ○             | ○       |

# 居住サポート住宅の主な認定基準【住宅】

- 専用住宅を1戸以上設けること  
→ 入居者を要援助者のみに限定する住戸が1戸以上
- 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないこと
- 構造基準を満たすこと  
→ 新耐震基準（S56.6～）相当の耐震性能を有すること
- 規模基準を満たすこと  
→ 床面積が原則25㎡以上であること
- 設備基準を満たすこと  
→ 台所、トイレ、収納設備、浴室又はシャワー室があること
- 近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない額であること  
→ 周辺相場の家賃以下であること

セーフティネット住宅  
の登録基準と同じ

# 居住サポート住宅の主な認定基準【居住サポート】

## ● 要援助者に対する3つの居住サポートを提供すること

### 1. 安否確認

：一日に一回以上、通信機器・訪問等により実施すること

### 2. 見守り

：一月に一回以上、訪問等により、入居者の心身・生活状況を把握すること

### 3. 福祉サービスへのつなぎ

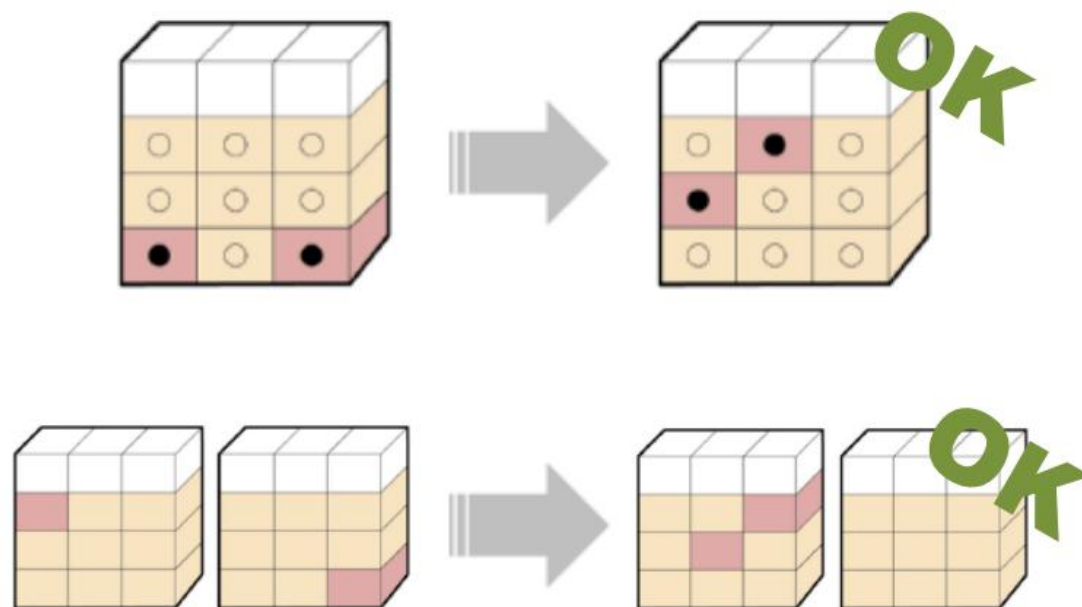
：入居者の心身・生活状況に応じて利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言を実施し、必要に応じて行政機関や福祉サービス事業者につなぐこと

※要援助者以外の入居者に対しては、希望等に応じて個別に必要な方法・頻度の居住サポートを提供

## ● 居住サポートの対価が内容や頻度に照らして、不当に高額にならない金額であること

# 専用住宅を1戸以上設けること

- 入居者を **3つの居住サポートが必要な住宅確保要配慮者（＝要援助者）** に限定する住戸を **1戸以上** 設けること
- 複数棟を一つの計画に位置付ける場合は、一計画に1戸以上あれば可
- 一計画の範囲内で、専用住宅の位置を変更可能 



# 居住サポート住宅の規模基準

セーフティネット住宅の  
登録基準と同じ

|                             | 新築住宅                                                                                        | 既存住宅                                                                                                |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般住宅                        | 25 <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上                                                              | 18 <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上                                                                      |
| 台所等<br>一部共用                 | 18 <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上                                                              | 13 <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上                                                                      |
| 共同居住型<br>(シェアハウス)           | 1人専用居室：9 <sup>m<sup>2</sup></sup><br>住宅全体面積：<br>(15A + 10) <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上      | 福岡市における緩和<br>1人専用居室：7 <sup>m<sup>2</sup></sup><br>住宅全体面積：<br>(13A + 10) <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上 |
| 共同居住型<br>(ひとり親向け<br>シェアハウス) | 専用居室：12 <sup>m<sup>2</sup></sup><br>住宅全体面積：<br>(15B + 22C + 10) <sup>m<sup>2</sup></sup> 以上 | —                                                                                                   |

※既存住宅：建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことがある住宅

※台所等一部共用：共用部分に共同して利用する台所、収納設備又は浴室等を備える住宅

※共同居住型：共用部分に共同して利用する居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室等、洗濯室を備える住宅

※表中の「A」は入居可能者数、「B」はひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、  
「C」はひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

# 居住サポート住宅の設備基準

セーフティネット住宅の  
登録基準と同じ

| 一般住宅       | 台所等<br>一部共用                                                      | 共同居住型<br>(シェアハウス)                | 共同居住型<br>(ひとり親向け<br>シェアハウス)                                                                                                                             |
|------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 専用部分<br>設備 | 台所、便所、収<br>納設備、浴室又<br>はシャワー室<br>(上記が完備)                          | 便所<br>(以下の共同利用設備<br>の基準を満たす場合)   | 設置要件なし                                                                                                                                                  |
| 共同利用<br>設備 | 台所、収納設備、<br>浴室又はシャワー室<br>(各居住部分に備える場合<br>と同等以上の居住環境が<br>確保されること) | 居間、食堂、台所、洗濯室又は洗濯場<br>(住棟内に1カ所以上) | <ul style="list-style-type: none"><li>・便所と洗面<br/>(BとCの合計数を3で除した<br/>数以上)</li><li>・浴室とシャワー室<br/>(BとCの合計数を4で除した<br/>数以上かつバスタブを有する<br/>浴室が1カ所以上)</li></ul> |

※台所等一部共用：共用部分に共同して利用する台所、収納設備又は浴室等を備える住宅

※共同住宅型：共用部分に共同して利用する居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室等、洗濯室を備える住宅

※表中の「A」は入居可能者数、「B」はひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、  
「C」はひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

# 居住サポートの提供方法等

Q. 「安否確認」はどのような方法・頻度で行えば良いか？

A. **要援助者**に対しては、**1日1回以上**の安否確認が必要です。常時作動し24時間以内に異常の有無を検知する**通信機器**の設置や、**訪問・電話**等の方法が想定されます。

Q. 「見守り」はどのような方法・頻度で行えば良いか？

A. **要援助者**に対しては、**月1回以上**の見守りが必要です。心身・生活の状況を確認するため、**対面訪問**や**テレビ電話**等の方法が想定されます。

# 居住サポートの提供方法等

Q. 「福祉サービスへのつなぎ」は具体的に何をするのか？

A. 見守り等で把握した入居者の心身・生活の状況に応じて、必要な福祉サービスを受けられるよう、つなぎ先の**公的機関※・民間サービス事業者等の連絡先を入居者に提供**し、入居者がつなぎ先に**相談したことを確認**することが必要です。  
つなぎ先への同行や、相談・サービス利用の調整等は必須ではありません。

※つなぎ先として考えられる公的機関の一覧を福岡市HPに掲載しています。

# 居住サポート住宅の認定申請手続き ①

- 国の専用WEBサイト「居住サポート住宅情報提供システム」により **電子申請**



# 居住サポート住宅の認定申請手続き ②

※電子申請

事前相談

認定基準や認定申請の提出物等について、住宅計画課に事前にご相談ください

アカウント登録

登録には所有者等のアカウントが必要です  
専用WEBサイトで登録できます

申請書作成

専用WEBサイトで住宅情報等を入力・作成してください

申請書提出

専用WEBサイトで添付書類とともに提出してください

情報公開

市の承認後、専用WEBサイトにて情報が公開されます

※電子申請の方法は国の専用WEBサイトに掲載のマニュアルをご参照ください。  
「申請者向け管理サイト 入力マニュアル」

# 居住サポート住宅の認定審査

- 福岡市では、以下の担当が審査を実施

住宅について

住宅都市みどり局 住宅計画課

居住サポートについて

福祉局 生活福祉課

- 認定基準や手続きについては、  
必要に応じて事前にご相談ください。

CHAPTER

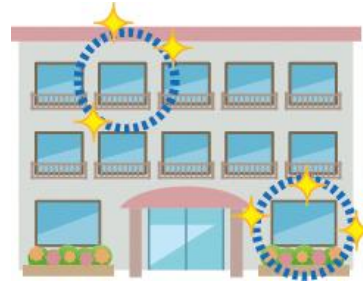
04

# 福岡市セーフティネット専用住宅等 入居支援事業について

# セーフティネット専用住宅等入居支援事業

建物の整備に対する補助

## ① 改修費補助（20戸）



令和8年度から、  
**居住サポート住宅**が新たに  
補助対象になりました！

入居者負担の低減に対する補助

## ② 家賃低廉化補助（30戸）

## ③ 家賃債務保証料等低廉化補助（20戸）



**補助金を活用する事業者を公募しています！**

**令和8年4月1日(水)～令和9年2月5日(金)**

**※改修費補助は令和8年11月13日(金)まで**

# 応募者要件

- 登録事業者（セーフティネット住宅）又は  
認定事業者（居住サポート住宅）であること  
→ 住宅の所有者のほか、サブリース業者など  
（※建物の管理のみを行う管理会社等は対象外です。）
- 福岡市の市税の滞納がないこと
- 応募者の所在地における市区町村税に滞納がないこと
- 暴力団員でないこと（法人の場合は、役員も）
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

# 拡充事項（R8.4.1～）

## 全補助メニュー共通

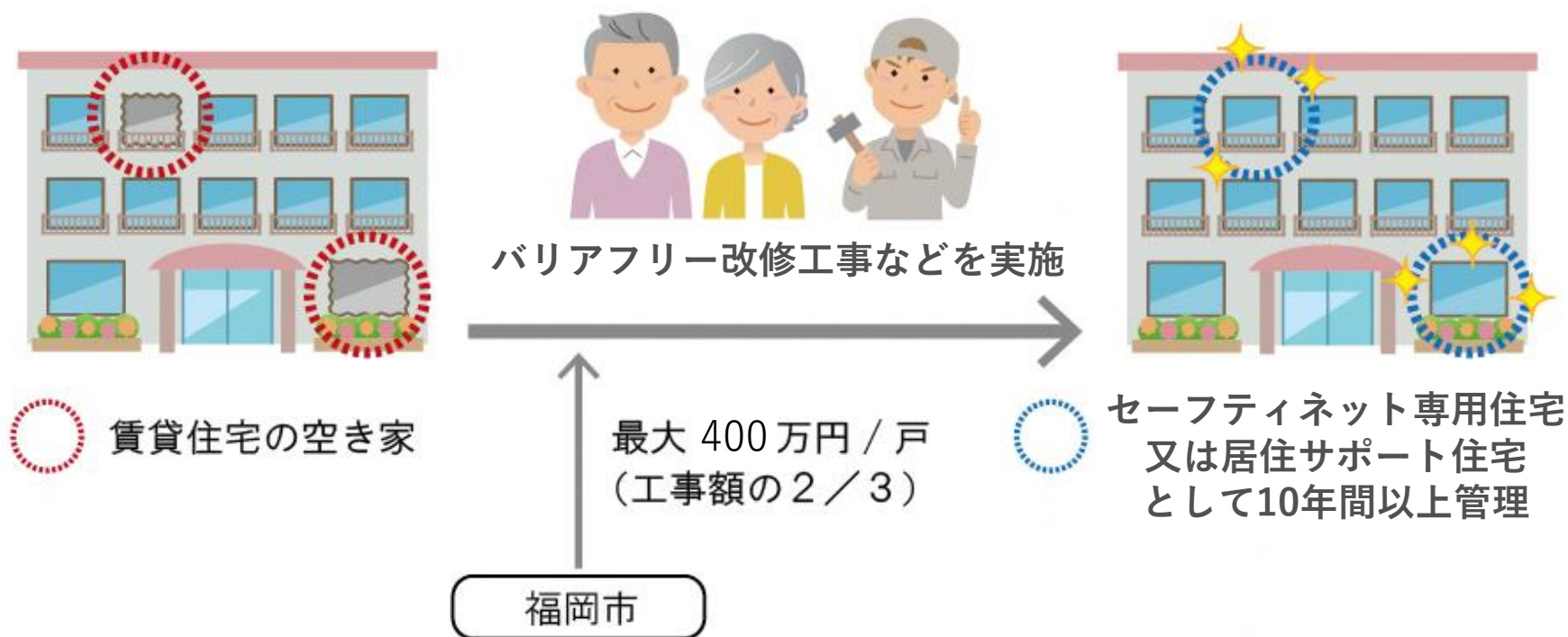
- 補助対象住宅に**居住サポート住宅**を追加！



- 居住サポート住宅の場合は、  
**専用住宅・非専用住宅どちらも補助対象**となります

# ① 改修費補助

- バリアフリー改修工事や間取り変更工事等に要する費用  
に対して、**一部を補助**  
(補助額は工事内容によって異なる)
- **セーフティネット専用住宅**又は**居住サポート住宅**として  
**10年間以上**管理



# 補助対象工事と限度額

## ① 改修費補助

|                                                                |                                                                             |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ① バリアフリー改修工事（外構部分の改修工事を含む）<br>うち［エレベーター等の設置工事］<br>うち［車椅子対応の改修］ | 最大200万円/戸<br>最大230万円/戸<br>最大400万円/戸                                         |
| ② 耐震改修工事                                                       | ②～⑦<br>最大200万円/戸<br><br>※⑤に加えて②④<br>又は⑧を行う場合は、<br>各工事の限度額の合計<br>（上限400万円/戸） |
| ③ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事                                        |                                                                             |
| ④ 間取り変更工事                                                      |                                                                             |
| ⑤ 子育て世帯対応改修工事                                                  |                                                                             |
| ⑥ 防火・消火対策工事                                                    |                                                                             |
| ⑦ 交流スペースを設置する改修工事                                              | ⑧～⑮<br>最大100万円/戸                                                            |
| ⑧ 省エネルギー改修工事                                                   |                                                                             |
| ⑨ 安否確認のための設備の改修工事                                              |                                                                             |
| ⑩ 防音・遮音工事                                                      |                                                                             |
| ⑪ 居住のために最低限必要な改修工事                                             |                                                                             |
| ⑫ 居住のために最低限必要と認められた工事                                          | ⑧～⑮<br>最大100万円/戸                                                            |
| ⑬ 福岡市居住支援協議会等が必要と認める改修工事                                       |                                                                             |
| ⑭ 上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）                                   |                                                                             |
| ⑮ 居住支援法人が居住支援（見守り支援）を行う住宅として<br>運営するための改修工事期間に伴う借上げ費用          |                                                                             |

※各対象工事の詳細  
は、手引書P16～20  
をご参照ください

- **改修費補助（補助率 2 / 3 または限度額）** を活用することで、**工事費の 1 / 3 の手出し（賃貸人負担）** で、**物件の価値を高める（住宅機能の向上）** ことができます。

< 例 1 >      間取り変更工事：250万円(総事業費)  
                  バリアフリー改修工事：250万円(総事業費)

---

総事業費合計額：500万円



改修費補助金：200万円（補助限度額）  
（賃貸人負担：300万円）

< 例 2 >      間取り変更工事：200万円(総事業費)  
                  バリアフリー改修工事：100万円(総事業費)

---

総事業費合計額：300万円



改修費補助金：200万円（補助限度額）  
（賃貸人負担：100万円）

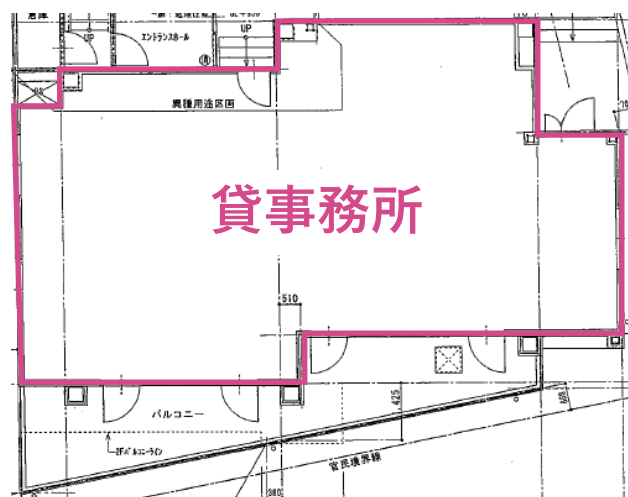
※限度額に達していない場合でも、1 住戸につき交付は 1 回までです

# 改修工事の事例

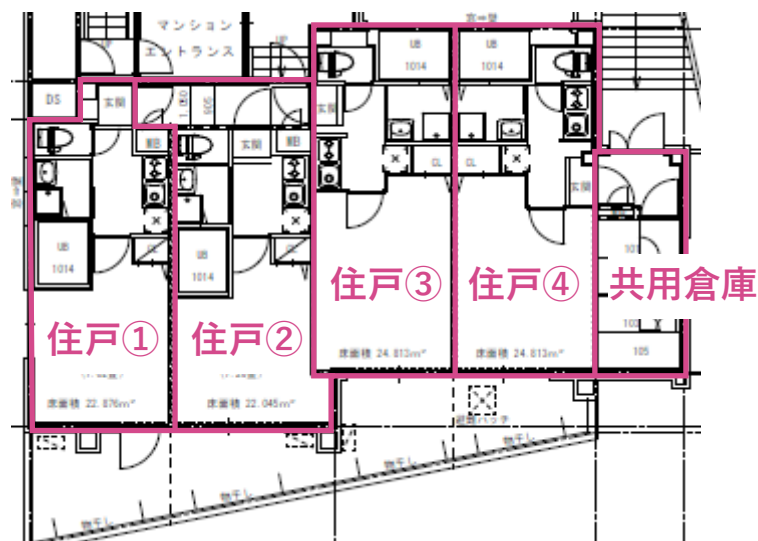
## ① 改修費補助

### ● 貸事務所から4住戸へ改修（間取り変更工事）

<改修前>



<改修後>



【総事業費】

約1,400万円

【補助対象経費】

約1,200万円

【補助額】

約800万円

(200万円/戸)

※ $1200 \times 2/3 = 800$ 万円 (補助額)

200万円/戸  $\times$  4部屋 = 800万円

1400-800 = 600万円 (事業者負担)

# 改修工事の事例

## ① 改修費補助

### ● アパートの内外装・設備改修し共同居住型住宅へ

<改修前>



<改修後>



#### 【総事業費】

約1,900万円

#### 【補助対象経費】

約1,900万円

#### 【補助額】

約1,300万円

(250～310万円/戸)

※ $1900 \times 2/3 \div 1300$ 万円 (補助額)

上限額400万円/戸

$1900 - 1300 = 600$ 万円 (事業者負担)

# 補助金交付までの流れ

## ① 改修費補助

住戸応募

令和 8 年11月13日 までに応募

※並行してセーフティネット専用住宅または居住サポート住宅の登録・認定申請

住戸決定

補助金交付申請

令和 9 年 1 月29日 までに申請

補助金交付決定

工事契約・工事着工

必ず交付決定後に実施

< 凡例 >

賃貸人の作業

市の作業

工事完了報告

令和 9 年 3 月15日 までに報告

補助金交付

完了検査実施後、交付します

- 応募申請時点で、空き家・空き室又は空き家・空き室になる予定であること
- 応募申請を行い、市から選定を受けた住戸であること
- 改修費補助金の交付による改修工事の完了以後、セーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅としての管理期間が10年間以上であること  
※ただし、住宅確保要配慮者を募集したものの一定期間入居がない場合は緩和があります。
- 近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること（周辺相場以下の家賃以下）

- 改修費補助金の交付を受けた住宅は、  
10年間入居者を以下のいずれかとする必要があります

### 1) 月額所得が38万7千円以下の住宅確保要配慮者

|                     | 1 人    | 2 人    | 3 人    |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 月額所得<br>38万7千円以下の目安 | 約648万円 | 約695万円 | 約743万円 |

### 2) 被災者世帯

- 入居者との契約形態は、普通建物賃貸借契約又は  
終身建物賃貸借契約とする必要があります  
※定期借家契約は対象外です

Q. 入居者が退去し空き家となった。  
住宅確保要配慮者以外の方を入居させてもいいのか？

A. 改修費補助を受けた住宅は、

セーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅として10年間以上管理する  
必要があります。

原則…

- ・ セーフティネット専用住宅：住宅確保要配慮者以外の入居不可
- ・ 居住サポート住宅：住宅確保要配慮者の優先入居（専用住宅は要援助者のみ）

改修費補助を受けた年度から10年間、当該住宅の入居者状況を年1回  
報告していただくこととなります。

ただし、住宅確保要配慮者を募集したものの一定期間入居がない場合は、  
緩和があります。

# 住宅確保要配慮者以外の条件

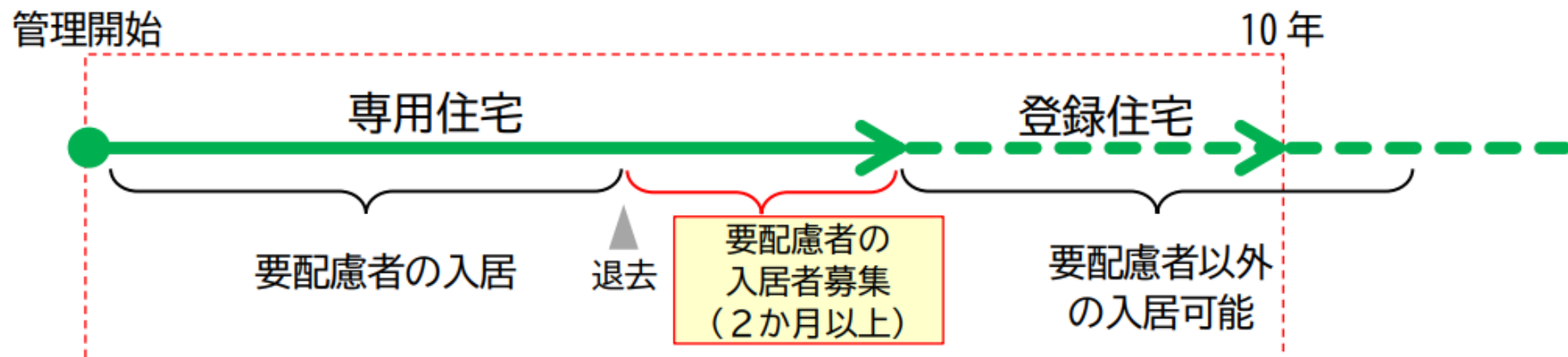
## ① 改修費補助

### セーフティネット専用住宅の場合

住宅確保要配慮者以外の入居者を入居させることはできません。

ただし、次の①から③の要件を満たす場合は、専用住宅として10年以上管理することを要しないこととします。

- ① 改修後はセーフティネット専用住宅として管理開始し、最初の入居者は住宅確保要配慮者とすること
- ② 管理開始から10年間は、入居者が退去した場合には、次の入居者は住宅確保要配慮者を募集することとし、不動産ポータルサイトに掲載して募集したものの、2ヶ月以上入居がない場合であること（その場合はセーフティネット登録住宅として、住宅確保要配慮者以外の者を入居可能とする）
- ③ ②により住宅確保要配慮者以外の方を入居させた場合においても、補助を受けてから10年間は、登録住宅として管理すること



# 住宅確保要配慮者以外の条件

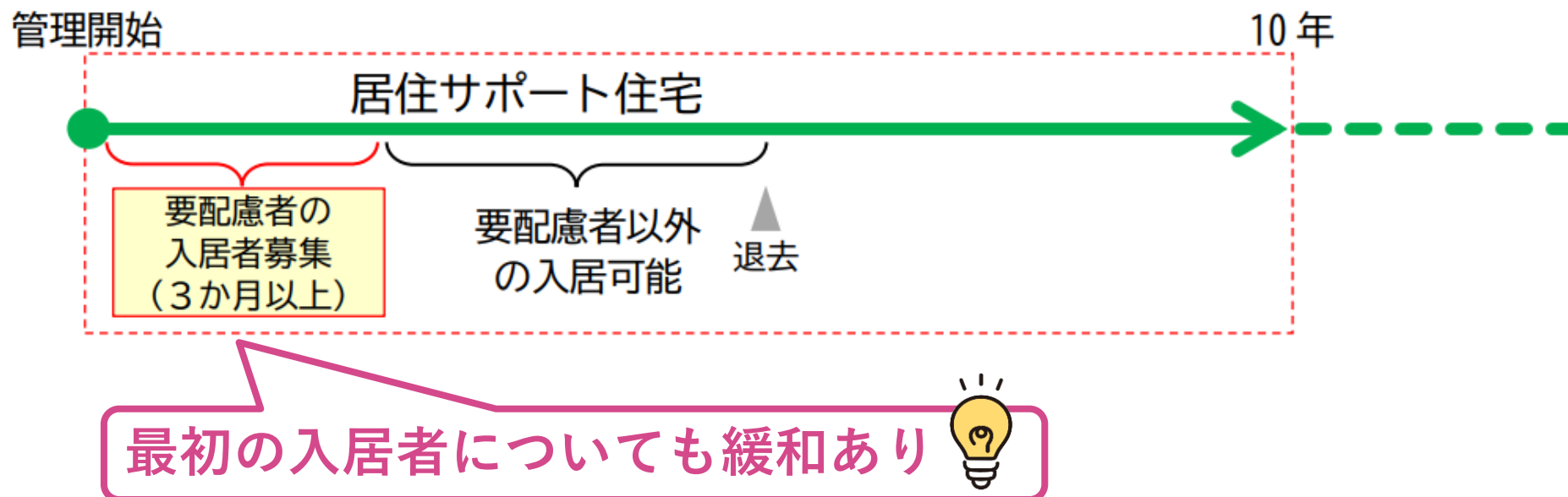
## ① 改修費補助

### 居住サポート住宅の場合

住宅確保要配慮者の優先入居に努めてください。

ただし、募集開始後3ヶ月以上入居者が決まらない場合には、住宅確保要配慮者以外も入居可能です。

※「専用住宅」と位置付けている住戸の場合は、3つの居住サポート全てが必要な住宅確保要配慮者（要援助者）のみ入居可能です。



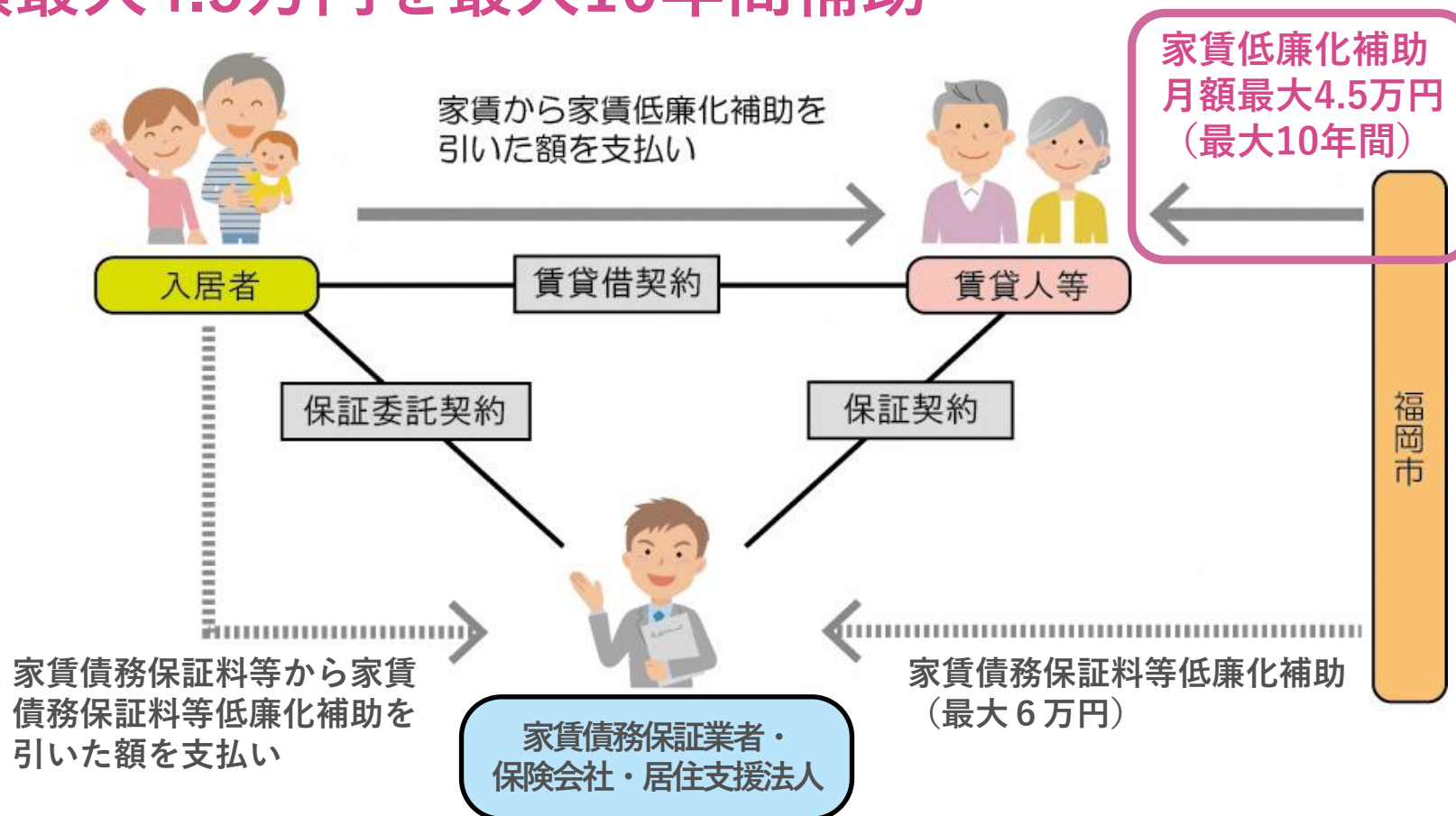
Q. 改修補助金の交付を受けた住宅を売却等してもいいのか？

A. 売却等を行うことは問題ありませんが、セーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅として10年間以上管理する必要があるため、**新たな所有者においてもこの条件を引き継ぐこととなります。**

また、登録事業者又は認定事業者の地位の継承として、変更手続きが必要となります。

## ② 家賃低廉化補助

- セーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅として登録・認定を受けた民間賃貸住宅の賃貸人等に対し、市が定める「入居者負担額」と家賃の差額について、**月額最大4.5万円を最大10年間補助**



### ● 家賃限度額の見直し

家賃限度額は、福岡市の面積別 民営借家の平均家賃※を元に算定

| 住宅面積（㎡） | 家賃限度額（円） |        |          |
|---------|----------|--------|----------|
|         | ～令和 7 年度 |        | 令和 8 年度～ |
| 18      | 39,000   | +3,100 | 42,100   |
| ⋮       | ⋮        |        | ⋮        |
| 30      | 47,900   | +3,600 | 51,500   |
| ⋮       | ⋮        |        | ⋮        |
| 40      | 57,600   | +5,300 | 62,900   |
| ⋮       | ⋮        |        | ⋮        |
| 50      | 65,000   | +4,100 | 69,100   |
| ⋮       | ⋮        |        | ⋮        |
| 60      | 72,500   | +2,000 | 74,500   |
| ⋮       | ⋮        |        | ⋮        |
| 70      | 80,000   |        | 80,000   |
| ⋮       | ⋮        |        | ⋮        |

# 家賃低廉化補助額（例）

## ② 家賃低廉化補助

### ● 住宅面積70㎡・契約家賃80,000円の場合

| 入居世帯の所得                           | 入居者負担額  | 家賃低廉化補助額 |
|-----------------------------------|---------|----------|
| 104,000円以下の場合<br>(所得区分Ⅰ)          | 35,000円 | 45,000円  |
| 104,000円超123,000円以下の場合<br>(所得区分Ⅱ) | 40,400円 | 39,600円  |

### ● 住宅面積35㎡・契約家賃54,000円の場合

| 入居世帯の所得                           | 入居者負担額  | 家賃低廉化補助額 |
|-----------------------------------|---------|----------|
| 104,000円以下の場合<br>(所得区分Ⅰ)          | 17,500円 | 36,500円  |
| 104,000円超123,000円以下の場合<br>(所得区分Ⅱ) | 20,200円 | 33,800円  |

- 家賃低廉化補助（月額上限4.5万円/戸・月）を活用することで、入居者が低い家賃で住める
  - 空き室の場合、入居者が見つかりやすい
  - 一定の要件を満たす場合、現入居者に対して住み続けたまま、家賃補助が可能【公募要件の適用除外】
- 入居者の負担が、35㎡住宅で17,500円と低額
  - 家賃滞納リスクが低減
- 面積に応じて家賃上限額を設定
  - 家賃上限額は生活保護基準より高い
- 市ホームページ上に物件を掲載し周知

- 応募申請時点で、空き家・空き室又は  
空き家・空き室になる予定であること  
ただし、現入居者を対象者※として選定する場合を除く
- 応募申請を行い、市から選定を受けた住戸であること
- 家賃低廉化補助金の交付を受ける期間は、  
セーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅であること
- 入居者を原則公募し、抽選等の方法で選定すること  
ただし、現入居者を対象者※として選定する場合を除く

※住み続けたまま家賃補助を受けられる対象者については手引き（家賃編）P.21参照

- 福岡市が定める面積別家賃限度額以下であること

| 住宅面積 | 家賃限度額   | 住宅面積 | 家賃限度額   | 住宅面積 | 家賃限度額   | 住宅面積 | 家賃限度額   |
|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|
| 18㎡  | 42,100円 | 30㎡  | 51,500円 | 50㎡  | 69,100円 | 70㎡  | 80,000円 |
| 19㎡  | 42,600円 | ⋮    | ⋮       | ⋮    | ⋮       | ⋮    | ⋮       |
| 20㎡  | 43,100円 | 40㎡  | 62,900円 | 60㎡  | 74,500円 | 79㎡  | 84,500円 |
| ⋮    | ⋮       | ⋮    | ⋮       | ⋮    | ⋮       | ⋮    | ⋮       |

- 近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること（周辺相場の家賃以下）
- 権利金、謝礼金等の金品を受領しないこと  
ただし、家賃、仲介手数料、保険料、敷金（3カ月以内）、礼金・更新手数料（商慣習と比して高くない判断できるもの）は受領可

**！市が入居者審査を行い、認定通知書を発行します！**

- 1) 福岡市内に居住又は勤務していること
- 2) 2人以上の世帯（親族に限る）であること  
※高齢者、障がい者、犯罪・DV被害者などは単身世帯でも可
- 3) 市営住宅又は持家に居住していないこと
- 4) 生活保護受給者でないこと
- 5) 住居確保給付金を受給していないこと
- 6) 福岡市の市税に係る徴収金の滞納がないこと
- 7) 暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者ではない世帯であること

！市が入居者審査を行い、認定通知書を発行します！

8) 要支援世帯（1）又は（2）であること

ただし、現入居者を対象とする場合は、要支援世帯（2）に限る

① 月額所得＜12万3千円以下の世帯＞

| ② 居住面積<br>③ 家賃負担率 |    | 最低居住面積水準<br>[1人：25㎡、2人：30㎡、3人：40㎡…] |          |
|-------------------|----|-------------------------------------|----------|
|                   |    | 未満                                  | 以上       |
| 高家賃負担率<br>[36.7%] | 未満 | 要支援世帯（1）                            | 支援世帯（A）  |
|                   | 以上 |                                     | 要支援世帯（2） |

※住み続けたまま家賃補助をする場合は（2）が対象

**！市が入居者審査を行い、認定通知書を発行します！**

### ① 月額所得＜12万3千円以下の世帯＞の年収の目安

|                     | 1 人    | 2 人    | 3 人    |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 月額所得<br>12万3千円以下の目安 | 約236万円 | 約291万円 | 約345万円 |

9) 家賃低廉化補助の交付を受ける住宅に住替えを行うことで、**居住環境が向上すること**

**要支援世帯(1)(2) ⇒ 支援世帯(A)になること**

# 入居者を公募する場合 ①

## ② 家賃低廉化補助

住戸応募

令和9年2月5日までに応募

※並行してセーフティネット専用住宅または居住サポート住宅の登録・認定申請

住戸決定

入居者公募

1週間以上公募

※合わせて市ホームページにも掲載します

入居者資格認定申請

入居希望者が入居資格の有無を福岡市に事前確認

入居者資格認定

入居者資格認定通知書

を交付（資格有の場合）

次ページへ続く

<凡例>

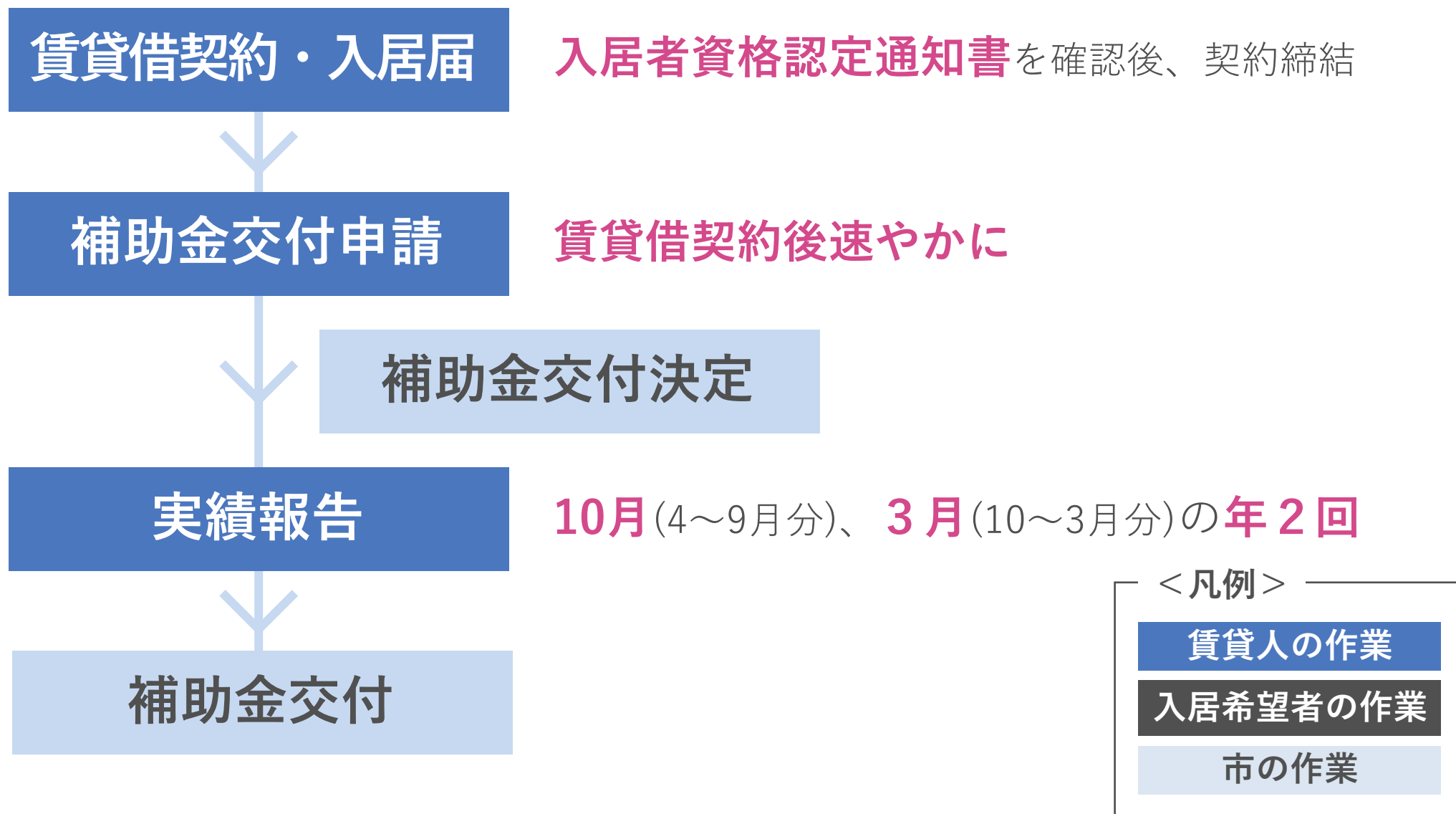
賃貸人の作業

入居希望者の作業

市の作業

# 入居者を公募する場合 ②

## ② 家賃低廉化補助



# 現入居者を対象者とする場合

## ② 家賃低廉化補助

住戸応募

+

入居者資格認定申請

賃貸人等：令和9年2月5日までに応募

※並行してセーフティネット専用住宅または居住サポート住宅の登録・認定申請

現入居者：入居者資格の有無を確認

住戸決定/入居者資格認定

賃貸借変更契約

補助金交付申請以降の手続きへ

< 凡例 >

賃貸人の作業

現入居者の作業

市の作業

### ● 家賃低廉化補助額

$$= (A : \text{家賃} - B : \text{入居者負担額}) \times \text{管理月数}$$

#### A : 家賃

福岡市が定める面積別家賃限度額以下かつ、  
周辺相場の家賃以下で定めた額

#### B : 入居者負担額

市営住宅相当額として、入居者の月額所得  
及び住宅面積に応じて設定する額

### ● 住宅面積・家賃限度額・入居者負担額・家賃補助額一覧表

| 住宅面積<br>(㎡) | 家賃限度額<br>(円) | 入居者負担額 (円) |        | 家賃補助限度額 (円) |        |
|-------------|--------------|------------|--------|-------------|--------|
|             |              | 所得区分Ⅰ      | 所得区分Ⅱ  | 所得区分Ⅰ       | 所得区分Ⅱ  |
| 18          | 42,100       | 9,000      | 10,300 | 33,100      | 31,800 |
| 19          | 42,600       | 9,500      | 10,900 | 33,100      | 31,700 |
| 20          | 43,100       | 10,000     | 11,500 | 33,100      | 31,600 |
| ⋮           | ⋮            | ⋮          | ⋮      | ⋮           | ⋮      |
| 30          | 51,500       | 15,000     | 17,300 | 36,500      | 34,200 |
| ⋮           | ⋮            | ⋮          | ⋮      | ⋮           | ⋮      |
| 40          | 62,900       | 20,000     | 23,000 | 42,900      | 39,900 |
| ⋮           | ⋮            | ⋮          | ⋮      | ⋮           | ⋮      |
| 50          | 69,100       | 25,000     | 28,800 | 44,100      | 40,300 |
| ⋮           | ⋮            | ⋮          | ⋮      | ⋮           | ⋮      |
| 60          | 74,500       | 30,000     | 34,600 | 44,500      | 39,900 |
| ⋮           | ⋮            | ⋮          | ⋮      | ⋮           | ⋮      |
| 70          | 80,000       | 35,000     | 40,400 | 45,000      | 39,600 |

※所得区分Ⅰ：月額所得が104,000円以下、所得区分Ⅱ：月額所得が104,001円～123,000円以下

※詳細は、手引書（家賃編）P.17,18をご参照ください

# 入居者要件に該当しない入居希望者

Q. 家賃低廉化補助の交付を受けた住宅に、  
家賃低廉化補助の入居者要件に該当しない入居希望者  
があったとき、入居させることはできるのか？

A. セーフティネット専用住宅の場合、  
登録時に受け入れることとした住宅確保要配慮者  
に限り入居させることは可能です。

居住サポート住宅の場合、専用住宅と位置付けた  
住戸については要援助者に限り入居させることは  
可能です。

ただし、その方が入居している期間は、  
家賃低廉化補助金の交付は行いません。

# 家賃低廉化補助の交付期間

Q. 家賃低廉化補助の交付期間10年の考え方は？

A. **住戸に対して10年間**実施します。

## <ケース①>

Aさんが6年住んだ後、Bさんが入居した場合、Bさんは4年間補助を受けられます（ $6 + 4 = 10$ 年間）

## <ケース②>

Cさんが6年間住んだ後、空き家期間が1年間※あった場合、その後入居するDさんは3年間補助を受けられます。（ $6 + 1※ + 3 = 10$ 年間）

※空き家期間は補助金交付の対象外となります

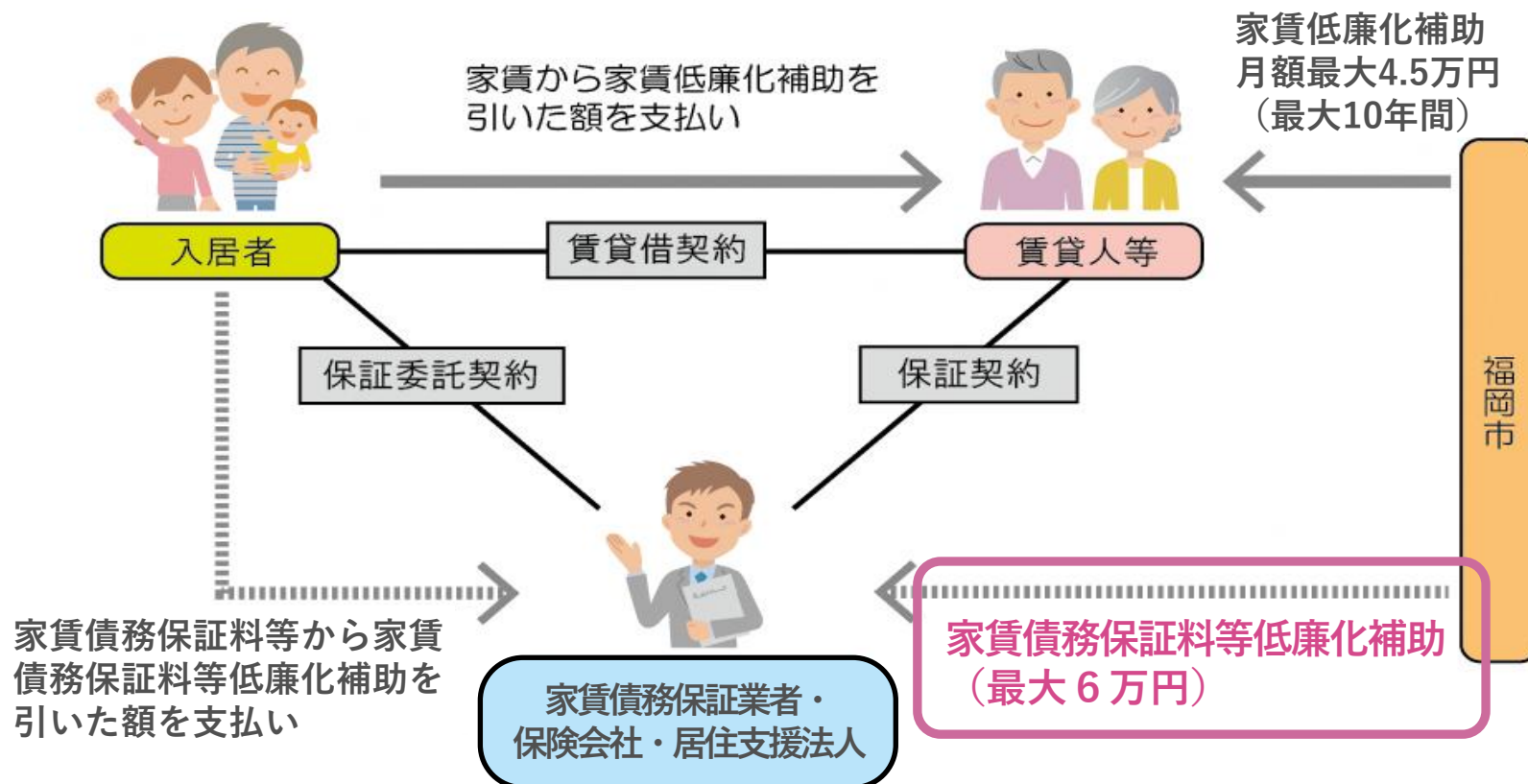
## <ケース③>

Eさんが5年住んだ後、家賃低廉化補助の交付の対象とならないFさんが2年間※住んだ後、その後入居するGさんは3年間補助を受けられます（ $5 + 2※ + 3 = 10$ 年間）

※補助の対象とならない方の入居期間は補助金交付の対象外となります

### ③ 家賃債務保証料等低廉化補助

- 家賃債務保証、孤独死・残置物に係る保険、緊急連絡先引受けに係る費用を利用する場合、入居の際に支払う家賃債務保証料等を最大6万円まで、家賃債務保証業者・保険会社・居住支援法人に補助



### ● 家賃債務保証料等低廉化補助額

**= 初回の家賃債務保証料、  
孤独死・残置物に係る保険料、  
死後事務委任契約に係る費用（残置物の処理に係るものに限る）、  
緊急連絡先引受けに係る費用（最大 6 万円）**

※入居から 1 年以内に生じる費用が補助の対象

※入居者が支払う家賃債務保証料等が 6 万円を超える場合は、入居者の負担が発生します

※「入居者が支払う家賃債務保証料等」と「被保険者を大家等として支払う保険料」が 6 万円を超える場合は、当該保険料を優先して充当します

### ● 補助対象者

- ・登録家賃債務保証業者／認定家賃債務保証業者
- ・福岡市内で活動する居住支援法人
- ・保険会社

- 応募申請時点で、空き家・空き室又は  
空き家・空き室になる予定であること
- 応募申請を行い、市から選定を受けた住戸であること
- 家賃債務保証料等低廉化補助金の交付を受ける期間は、  
セーフティネット住宅又は居住サポート住宅であること

### ※家賃低廉化補助の要件と同じです※

- 福岡市が定める面積別家賃限度額以下であること

| 住宅<br>面積 | 家賃限度額   | 住宅<br>面積 | 家賃限度額   | 住宅<br>面積 | 家賃限度額   | 住宅<br>面積 | 家賃限度額   |
|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| 18㎡      | 42,100円 | 30㎡      | 51,500円 | 50㎡      | 69,100円 | 70㎡      | 80,000円 |
| 19㎡      | 42,600円 | ⋮        | ⋮       | ⋮        | ⋮       | ⋮        | ⋮       |
| 20㎡      | 43,100円 | 40㎡      | 62,900円 | 60㎡      | 74,500円 | 79㎡      | 84,500円 |
| ⋮        | ⋮       | ⋮        | ⋮       | ⋮        | ⋮       | ⋮        | ⋮       |

- 近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること（周辺相場の家賃以下）

- 家賃債務保証料等の額が適正な水準であること
- 家賃債務保証会社等及び賃貸人等が入居者に保証人を求めないこと  
(家賃債務保証料の補助を受ける場合のみ)

# 入居世帯の主な要件 ① ③ 家賃債務保証料等低廉化補助

**！市が入居者審査を行い、認定通知書を発行します！**

**※家賃低廉化補助の要件と同じです※**

- 1) 福岡市内に居住又は勤務していること
- 2) 2人以上の世帯（親族に限る）であること  
※高齢者、障がい者、犯罪・DV被害者などは単身世帯でも可
- 3) 市営住宅又は持家に居住していないこと
- 4) 生活保護受給者でないこと
- 5) 住居確保給付金を受給していないこと
- 6) 福岡市の市税に係る徴収金の滞納がないこと
- 7) 暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者ではない世帯であること

！市が入居者審査を行い、認定通知書を発行します！

8) 以下の要支援世帯又は支援世帯であること

- ・ 要支援世帯(1)
- ・ 要支援世帯(2)
- ・ 要支援世帯(3)
- ・ 要支援世帯(4)
- ・ 支援世帯(A)
- ・ 支援世帯(B)

緊急世帯に限る

犯罪・DV被害者又は立ち退き  
要求を受けている世帯（ひとり  
親世帯、子育て世帯（未就学）  
若しくは多子世帯に限る）

# 入居世帯の主要要件 ③ ③ 家賃債務保証料等低廉化補助

！市が入居者審査を行い、認定通知書を発行します！

## ① 月額所得＜12万3千円以下の世帯＞

| ② 居住面積<br>③ 家賃負担率 |    | 最低居住面積水準<br>[1人：25㎡、2人：30㎡、3人：40㎡…] |          |
|-------------------|----|-------------------------------------|----------|
|                   |    | 未満                                  | 以上       |
| 高家賃負担率<br>[36.7%] | 未満 | 要支援世帯（1）                            | 支援世帯（A）  |
|                   | 以上 |                                     | 要支援世帯（2） |

## ① 月額所得＜12万3千円超15万8千円以下の世帯＞

| ② 居住面積<br>③ 家賃負担率 |    | 最低居住面積水準<br>[1人：25㎡、2人：30㎡、3人：40㎡…] |          |
|-------------------|----|-------------------------------------|----------|
|                   |    | 未満                                  | 以上       |
| 高家賃負担率<br>[36.7%] | 未満 | 要支援世帯（3）                            | 支援世帯（B）  |
|                   | 以上 |                                     | 要支援世帯（4） |

# 入居世帯の主な要件 ④ ③ 家賃債務保証料等低廉化補助

！市が入居者審査を行い、認定通知書を発行します！

9) 家賃債務保証料低廉化補助の交付を受ける住宅  
に住替えを行うことで、居住環境が向上すること

要支援世帯(1)(2) ⇒ 支援世帯(A)になること

要支援世帯(3)(4) ⇒ 支援世帯(B)になること

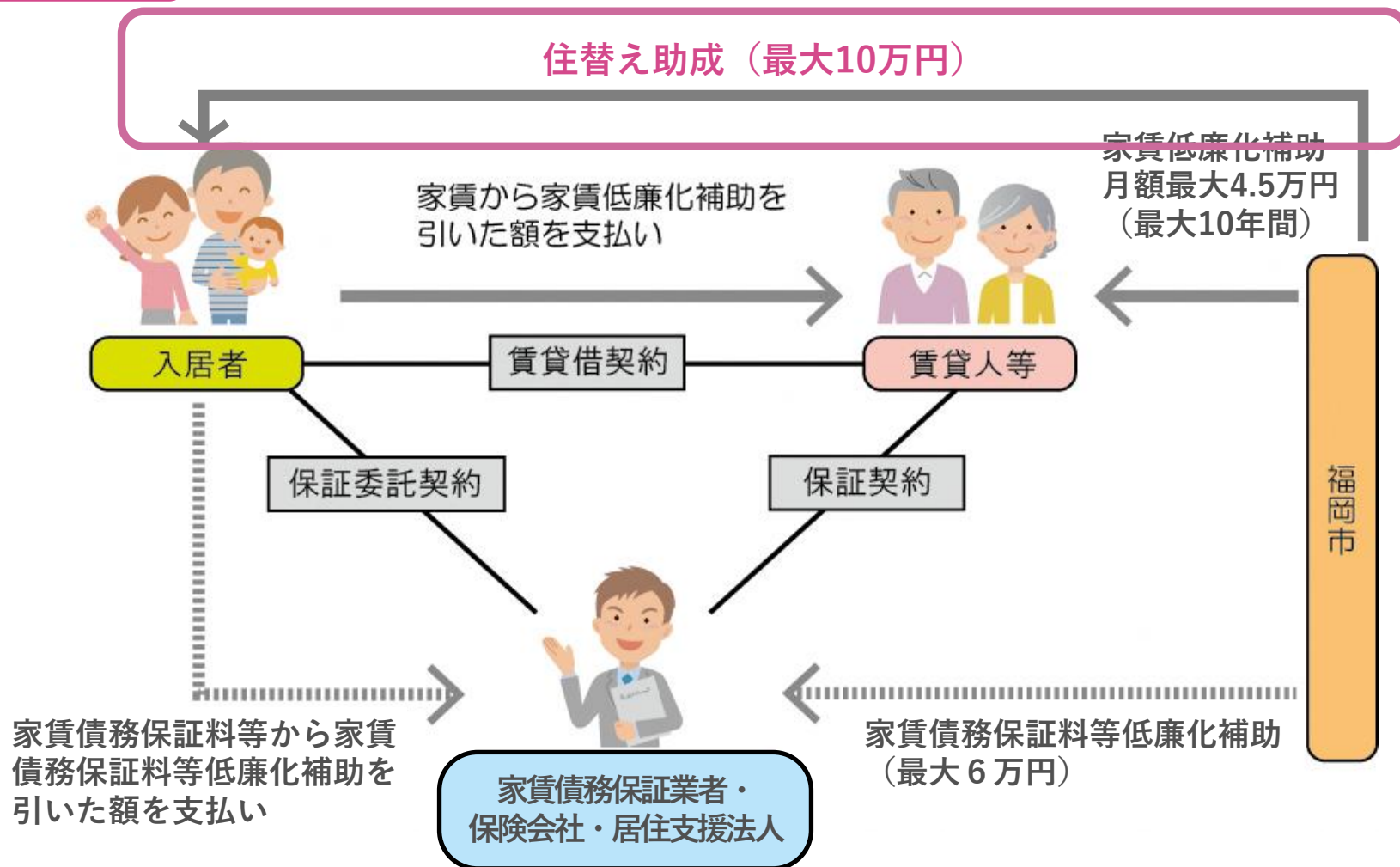
支援世帯(A)(B) ⇒ 支援世帯(A)(B)を維持すること

家賃低廉化補助の入居世帯の要件を満たす方は、  
家賃債務保証料低廉化補助の要件も満たします。  
家賃低廉化補助との併用をご検討ください。

# <参考>セーフティネット住宅等住替え助成事業

- 住宅確保要配慮者が、**セーフティネット住宅**又は**居住サポート住宅**に住替える場合に要する**初期費用の一部**を助成

令和8年度～拡充



# 住替え助成額及び対象経費

## ● 住替え助成額

**= 助成対象経費合計額の 1 / 2 かつ最大10万円**

## ● 助成対象経費

○ 礼金

○ 仲介手数料

○ 住宅保険料

○ 家賃債務保証料

○ 鍵交換費用

○ 転居前の住宅の原状回復費用

○ 転居前の住宅の清掃（クリーニング）  
・ 消毒費用

○ 引越し運送費用

○ 荷造り・解きに係る費用

○ 転居前住宅のエアコン、洗濯機等の  
取外し・取付けに係る費用

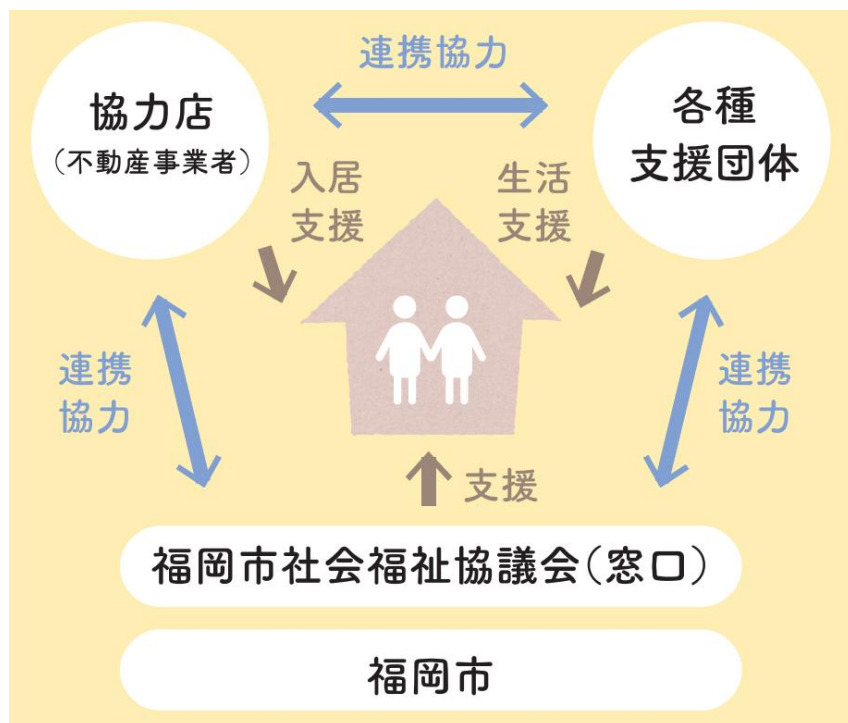
○ 引越しに伴う不用品の処分費用

# <参考>住まいサポートふくおか



住まいサポート  
ふくおか

「保証人」や「緊急連絡先」を確保できない**高齢者**や**障がい者**を支援するため、福岡市社会福祉協議会がコーディネーターとなり、入居に協力する「**協力店**」や入居支援を行う「**支援団体**」によるプラットフォームを構築し、民間賃貸住宅への円滑入居及び入居後の生活を支援しています。



|          |                                       |                               |                                         |
|----------|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------|
| 見守り      | 定期的な安否確認<br>見守りセンサー<br>定期訪問 など        | 死後事務委任                        | 行政への諸手続き<br>関係者への連絡 など                  |
| 緊急時対応    | 通報機器による<br>駆けつけサービス・<br>119番通報 など     | 家財処分                          | 家財回収・処理<br>ハウスクリーニング<br>片付け など          |
| 専門相談     | 弁護士・司法書士・<br>行政書士による<br>各種相談          | 葬儀                            | 納棺<br>火葬 など                             |
| 生活支援サービス | NPOやボランティア<br>等による家事・買い物・<br>外出等の支援   | 埋葬・納骨                         | 永代供養<br>共同墓地等への納骨 など                    |
| 権利擁護     | 成年後見等受任<br>福祉サービスの利用援助<br>日常的な金銭管理 など | 医療・介護・<br>保健サービス等の<br>コーディネート | いきいきセンターふくおか等<br>による、各種サービスの<br>コーディネート |

相談窓口：社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 住まい・まちづくりセンター  
福岡市中央区荒戸3-3-39 ふくふくプラザ TEL：092-720-5356  
月～金 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

## 福岡市 住宅都市みどり局 住宅計画課 居住支援係

TEL : 092 - 711 - 4279

FAX : 092 - 733 - 5589

MAIL : [j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp)